

令和 6 年 9 月 3 日

令和 6 年網走市議会第 3 回定例会 議案

令和6年網走市議会第3回定例会 議案

番号	議案番号	件名
1	認定第1号	令和5年度網走市各会計歳入歳出決算について
2	認定第2号	令和5年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について
3	認定第3号	令和5年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について
4	認定第4号	令和5年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算について
5	議案第1号	令和6年度網走市一般会計補正予算
6	議案第2号	令和6年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
7	議案第3号	令和6年度網走市介護保険特別会計補正予算
8	議案第4号	令和6年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算
9	議案第5号	報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定について
10	議案第6号	網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
11	議案第7号	網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

認定第 1 号

令和5年度網走市各会計歳入歳出決算について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和5年度網走市各会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和6年9月3日提出

網走市長 水 谷 洋 一

認定第 2 号

令和5年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について

地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定に基づき、
令和5年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算を別冊のとおり
監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和 6 年 9 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

認定第3号

令和5年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について

地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定に基づき、
令和5年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算を別冊の
とおり監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和6年9月3日提出

網走市長 水 谷 洋 一

認定第4号

令和5年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算について

地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定に基づき、
令和5年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和6年9月3日提出

網走市長 水 谷 洋 一

議案第 1 号

令和 6 年度網走市一般会計補正予算

令和 6 年度網走市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 360,801 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,624,024 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
14.分 担 金 及 び 負 担 金		217, 009	69, 600	286, 609
	2. 負 担 金	66, 617	69, 600	136, 217
16.国 庫 支 出 金		3, 135, 081	20, 750	3, 155, 831
	2.国 庫 補 助 金	831, 127	20, 750	851, 877
17.道 支 出 金		1, 699, 599	144, 945	1, 844, 544
	2.道 補 助 金	718, 779	144, 945	863, 724
20.繰 入 金		2, 465, 474	50, 384	2, 515, 858
	1.基 金 繰 入 金	2, 439, 302	50, 384	2, 489, 686
21.繰 越 金		30, 000	33, 131	63, 131
	1.繰 越 金	30, 000	33, 131	63, 131
23.市 債		4, 345, 200	41, 991	4, 387, 191
	1.市 債	4, 345, 200	41, 991	4, 387, 191
歳 入 合 計		29, 263, 223	360, 801	29, 624, 024

歳 出		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3.民 生 費		7, 389, 849	1, 734	7, 391, 583
	4.生 活 保 護 費	1, 053, 116	1, 734	1, 054, 850
4.衛 生 費		1, 937, 411	165, 384	2, 102, 795
	1.保 健 衛 生 費	924, 567	45, 384	969, 951
	2.環 境 衛 生 費	1, 012, 844	120, 000	1, 132, 844
6.農 林 水 産 業 費		1, 362, 352	143, 183	1, 505, 535
	1.農 業 費	1, 138, 620	143, 183	1, 281, 803
7.商 工 費		2, 638, 373	35, 500	2, 673, 873
	1.商 工 費	2, 290, 583	20, 000	2, 310, 583
	2.観 光 費	347, 790	15, 500	363, 290
8.土 木 費		3, 255, 963	15, 000	3, 270, 963
	4.住 宅 費	270, 707	15, 000	285, 707
歳 出 合 計		29, 263, 223	360, 801	29, 624, 024

第 2 表 繰越明許費補正
(追加)

款	項	事業名	金額（千円）
衛生費	環境衛生費	土砂流出防止対策施設整備事業	120,000

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後	
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法 利 償 還 の 方 法
総務管理事業債	千円 2,735,100	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	10.0 以内	40年以内 (内据置25 年以内)の元 利均等又は元 金均等償還。	千円 2,735,100	補正前に同じ
社会福祉事業債	9,000	(借 入 先)	(ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	ただし、市財 政の都合によ り据置期間及 び償還期間を 短縮し、もし くは繰上償還 又は低利に借 換えることが できる。	9,000	
環境衛生事業債	16,500	財 政 融 資 資 金			54,300	
保健衛生事業債	73,700	地 方 公 共 団 体			73,700	
農 業 債	29,000	金 融 機 構			29,000	
道路橋梁事業債	752,800	北 海 道			752,800	
港湾事業債	121,900	都 市 職 員 共 済 組 合			121,900	
河川整備事業債	100,000	地 方 職 員 共 済 組 合			100,000	
公園整備事業債	116,700	北 海 道 市 町 村 振 興 協 会			116,700	
学校教育事業債	58,700	北 海 道 市 町 村 振 興 協 会			58,700	
社会教育事業債	79,800	北 海 道 市 町 村 備 荒 資 金 組 合			79,800	
臨時財政対策債	32,000				36,191	
退職手当債	120,000	そ の 他			120,000	
借 換 債	100,000	銀行等引受資金			100,000	
計	4,345,200				4,387,191	

※今回補正は太字で表示。

議案第 2 号

令和 6 年度網走市国民健康保険特別会計補正予算

令和 6 年度網走市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8,819 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,081,875 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
6.繰越金		0	8,819	8,819
	1.繰越金	0	8,819	8,819
歳 入 合 計		4,073,056	8,819	4,081,875

歳 出		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1.総務費		99,108	8,819	107,927
	1.総務管理費	99,108	8,819	107,927
歳 出 合 計		4,073,056	8,819	4,081,875

議案第 3 号

令和 6 年度網走市介護保険特別会計補正予算

令和 6 年度網走市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 260,987 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,926,084 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
8.繰 入 金		652,611	110,461	763,072
	2.基 金 繰 入 金	46,549	110,461	157,010
10.繰 越 金		0	150,526	150,526
	1.繰 越 金	0	150,526	150,526
歳 入 合 計		3,665,097	260,987	3,926,084

歳 出		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
4.基 金 積 立 金		4,563	150,526	155,089
	1.基 金 積 立 金	4,563	150,526	155,089
6.諸 支 出 金		2,316	110,461	112,777
	1.償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,550	110,461	112,011
歳 出 合 計		3,665,097	260,987	3,926,084

議案第 4 号

令和 6 年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 6 年度網走市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 518 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 698,776 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2.繰入金		185,526	300	185,826
	2.基金繰入金	200	300	500
6.繰越金		0	218	218
	1.繰越金	0	218	218
歳入合計		698,258	518	698,776

歳 出		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2.後期高齢者医療広域連合 納付金		649,468	518	649,986
	1.後期高齢者医療広域連合 納付金	649,468	518	649,986
歳出合計		698,258	518	698,776

議案第 5 号

報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定について

報酬職員給与条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

報酬職員給与条例の一部を改正する条例

報酬職員給与条例（昭和 22 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表（第1条、第3条、第4条関係）9の項を次のように改める。

9	鳥獣被害対策実施隊員、熊駆除推進員	〃	市長の定める額
---	-------------------	---	---------

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第 6 号

網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する
条例の一部を改正する条例制定について

網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例
の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の
助成に関する条例の一部を改正する条例

網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和 58 年条例第 4 号）の一
部を次のように改正する。

第7条中「被保険者証又は組合員証及び」を削る。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

議案第 7 号

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例

網走市国民健康保険条例(平成 15 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第29条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。